

入院セット貸付販売業務仕様書

1. 運営場所

住 所：愛知県小牧市常普請一丁目20番地
施設名：小牧市民病院

2. 貸付場所

- ・集中保管置き場として南棟地下2階に2×3.5(7 m²)の置き場 (高さ2mまで設置可能)
- ・各病棟紙おむつ類置き場 単位 m

①南棟3階	0.75×0.9	0.675 m ²	②東棟3階	0.45×1.35	0.608 m ²
③南棟4階	0.7×1.2	0.84 m ²	④東棟4階	0.65×0.8	0.52 m ²
⑤南棟5階	0.7×1.8	1.26 m ²	⑥東棟5階	0.65×0.8	0.52 m ²
⑦南棟6階	0.7×1.8	1.26 m ²	⑧東棟6階	0.35×0.8	0.28 m ²
⑨南棟7階	0.7×1.8	1.26 m ²	⑩東棟7階	0.65×0.8	0.52 m ²
⑪北棟3階	0.55×0.85	0.468 m ²	⑫緩和ケア1階	0.45×1.2	0.54 m ²

*紙おむつ類は各病棟に備え付けの3～4段の棚に配置する。上記面積は棚1段分の面積である。

配置図は別紙を参照のこと。(集中保管置き場含め合計15.751 m²)

*病衣類・タオル・日用品等の置き場として各病棟に設置してある0.6×1.5(m)の5段キャビネットのうち、2～3段あり。

*その他説明用ブース等が必要となる場合は、別途協議によるものとする。

3. 期間

業務の準備が整った日から5年間

*ただし、病衣類の貸付販売(基本セット)は平成30年4月1日から開始とする。

4. 設置物品構成は少なくとも下記のことを準備すること

①病衣類(甚平、浴衣、介護つなぎ、で各サイズ)

*生地が透けないもので、他病院での使用実績があるもの。

②タオル(バスタオル・フェイスタオル)

*生地が柔らかめのもの。

③紙おむつ類

- ・テープ止め 各サイズ(アテントRケアスーパーフィットテープ)
- ・リハビリタイプ 各サイズ
- ・尿とりパッド 各商品各サイズ(アテントSケア軟便安心パッド及び昼・夜用パッド)
- ・おしりふき ディスポタイプ

④日用消耗品類(BOXティッシュ等、はし、スプーン等)

⑤口腔ケア用品(歯磨き粉、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤、入れ歯ケース、吸い飲み、カラーコップ、マウススポンジ、口腔ケアジェル等)

⑥衛生用品(シャンプー・リンス・ボディソープ(個人用)、使い捨てエプロン等)

*商品は日本国内一般で流通しているものとする。また、設置前に病院へ設置物品を複数へ提示し、設置の許可を得ること。

*病衣類、タオル等について、可能な限り直接請求を行う事業者名を記載する事。

5. 提供セット構成

上記物品について、少なくとも次のとおりのセットを構成すること。

各セットは個別に利用可能とすること。(セット名は仮称)

●基本セット：①病衣(甚平、浴衣、介護つなぎのいずれか)

利用目安：毎日

②タオル(バスタオル・フェイスタオル)

利用目安：バスタオル 週3回

フェイスタオル 1日1枚

③日用消耗品類(BOXティッシュ、はし、スプーン等)

④口腔ケア用品(歯磨き粉、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤、入れ歯ケース、吸い飲み、カラーコップ、マウススポンジ、口腔ケアジェル等)

⑤衛生用品(シャンプー、リンス、ボディソープ、使い捨てエプロン等)

●紙おむつセット：紙おむつ類(テープ止め、リハビリパンツ、尿取りパッド(軟便、昼用、夜用、おしりふき)

おむつセット①	利用目安
テープ止めまたはリハビリパンツ	1～2枚/1日
尿取りパッド(昼用もしくは軟便安心パッド)	3～4枚/日
尿取りパッド(夜用もしくは軟便安心パッド)	1枚/日
おしりふき	
おむつセット②	利用目安
リハビリパンツ	1枚/日
尿取りパッド(昼用)	1枚/日
おしりふき	

6. 年間利用セット数、契約および請求

①年間利用想定セット数については、下記のとおりとする。

- ・基本セット 70,800セット
- ・おむつセット① 14,000セット
- ・おむつセット② 12,400セット

*上記年間利用セット数は、平成28年度延入院患者数177,226人に対し、当院(病床数558床)と同程度の病院の実績をもとに算定したもので、増減の可能性のあることに注意すること。また、平成31年5月開院予定の新病院では520床になることも留意すること。

②利用に際しては、利用者と実施事業者が契約を行い、利用終了後もしくは月単位等にて、利用者に対して直接実施事業者が利用料金を請求すること。

③利用料金に関しては、コンビニや郵便局等でも手数料不要で支払対応が出来ること。

④未収金が発生した場合も実施事業者にて対応し、当院は回収活動を行わない。

7. 運用形態

運用形態は下記内容を最低限行うこと。

①実施事業者の職員(以下「実施従事者」という。)が常駐し、物品の管理を行う。休日は基本的に土日祝日とするが、長期連休等の場合3日以上空けないこと。

③入院患者へ説明を行う際の、理解しやすく料金等が明瞭にわかる資料等を提供すること。

- ④利用者への物品提供は、実施事業者又は病院職員が行い、回収は実施従事者が行うこと。
- ⑤利用日数については利用者の看護状態等を判断し病院職員にて、実施事業者提供の利用日数管理表等で管理を行う。
- ⑥実施従事者が、各病棟の在庫管理をすること。
- ⑦実施事業者は利用契約書、利用日数管理表等を各病棟に用意し、実施従事者が回収する。書類に不備がある場合は、その都度、病院職員に確認すること。利用日数管理表については実施事業者と当院で協議し運用すること。なお、利用日数管理表は電子媒体でも可とする。
- ⑧院内での物品運搬器材は実施事業者の器材を使用する。
- ⑨実施従事者は、清潔かつ機能性のある服装とし、病院指定の名札を着用すること。
- ⑩その都度、提案等があれば、随時協議すること。

1 1. 在庫管理、納品体制

- ①実施従事者は各病棟の各物品の在庫数は、実績に基づいた数を配置し、管理は随時行い、欠品等が生じないようにすること。
- ②実施従事者は各物品の納品を勤務時間内に行うこと。受領にあたっては実施事業者が検品を行い、汚損・破損等の物品を利用者へ提供することのないように十分留意すること。
- ③実施事業者はリネン類の洗濯業務に関して、感染の危険のあるリネン類の取扱いを行わなければならないため、クリーニング業法で規定する検査確認済の工場又は医療関連サービスマークを保有している業者等で行うこと。
- ④実施事業者は緊急時においても敏速かつ確実な納品が行える体制を確保すること。また、天災等により業務の遂行が困難になる事態に備え、必要な措置が満たしてあること。

1 2. 損害賠償

物品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他実施事業者の責により生じた商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、当院はその責は負わない。

1 3. 衛生管理

運営に当たって、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、施設物件の整理整頓に努め、衛生管理については万全を期すること。業務従事者に対しては、定期的に健康診断を実施するとともに院内感染対策を講ずること。

なお、これらの措置に関する費用は実施事業者の負担で行うこととする。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

1 4. 秘密の保持

運営執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 5. 問い合わせ等

- ①フリーダイヤル等を設定し、専門の問い合わせ窓口を設けること。
- ②当システムへの問い合わせ及び苦情等については、実施事業者の責任において対応すること。
- ③利用者の意見の反映は積極的に行うこととし、患者サービスに常に徹すること。

1 6. 原状回復等

実施事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。

また、実施事業者は、病院に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求できない。

17. 諸費用および資材等の負担

実施事業者は次の諸費用及び資材等を負担することとする。

- ①物品管理及び運搬等に要する棚等の資材
- ②利用者への説明資料、料金表等書類
- ③利用契約書、利用日数管理表等の運営管理上の書類
- ④業務運営に係る各種改修費用
- ⑤契約の満了または解除に伴う物品の撤去、設備の原状回復費用
- ⑥貸与品の業務上の段損・破損に伴う、修理・交換等に必要な費用

18. その他

- ①新病院開院（平成31年5月予定）の際は、設置類を新病院へと移設すること。移設にかかる費用は実施事業者が負担する。なお、新病院での貸付面積は現在と同程度を想定している。
- ②その他疑義がある場合は、その都度管理者と協議のうえ決定する。